



今月のコレ！

2024年1月1日以降全ての企業で電子取引のデータ保存が必要になる「**電子帳簿保存法**」準備は済んでいますか？

「電子帳簿保存法」何が変わるの？

昨今、デジタル化が急速に進み企業間取引においても見積書や納品書、請求書を紙ではなく電子データで送ることが多くなってきました。従来は電子帳簿保存法により紙に出力して保存することを認めていましたが、2024年1月1日以降は法人・個人事業者に関わらずすべての事業者が電子データで受領した請求書を電子データとして保存することが必要となります。

「電子帳簿保存法」も楽一にお任せ！

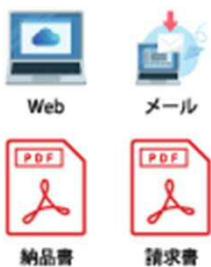
楽一を使って簡単な操作で法に準拠した電子保存対応が実現できます。



カンタン操作で、電子取引データをしっかり保存・管理

STEP 1

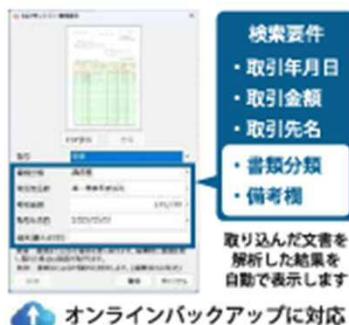
電子取引データ (PDF) を取込



デスクトップ上の
おまかせ eBOX に
ドラッグ&ドロップ

STEP 2

自動取込内容を確認・登録

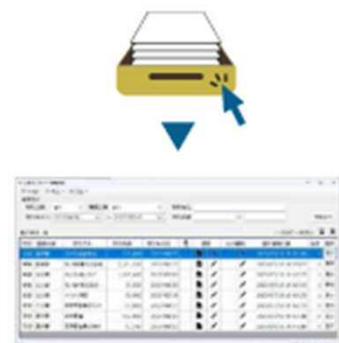


SMB メールで送付した PDF も自動保存



STEP 3

法に準拠した検索方法で確認



保存した書類は、
デスクトップ上の
おまかせ eBOX 書庫管理
からいつでも確認可能





電子取引データの保存方法をご確認ください

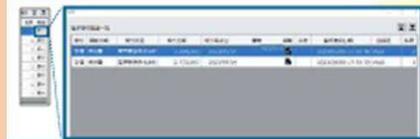
【令和6年1月以降用】 国税庁HPより引用

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。
- 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

改ざん防止のための措置



データの削除・訂正を行った場合にはしっかり履歴を残します。「版数」で訂正が何回あったのか、「履歴」で記録を遡って確認できます。

条件を満たした検索が可能



取引年月日や取引金額の範囲指定、取引や書類の分類など、要件を組み合わせることでスピーディーに検索することができます。

どのように保存する必要があるの？

- 改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

 **おまかせeBOX**
ならしっかり対応

今月は
12月の呼び名のおはなし

早いもので、12月に突入しました。12月は「師走（しわす）」と旧暦の呼び方を思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。

「師走」の由来で最も多く言われているのが、僧侶のような普段落ちついていても、この月は多忙で走り回るようになるという意味から名付けられたという説です。（諸説あり。その他、恩師を指す、人ではなく「締めくくり」の意として引用しているなど）

実は12月には他にも呼び方があるのをご存知ですか？

12月は1年の最後の月の意味から「極月（ごくげつ）」「窮月（きゅうげつ）」「限りの月（かぎりのつき）」などの異称があります。

また、古い年を除くという意味で、「除月（じょげつ）」とも呼ばれます。

これは、大晦日の晩を「除夜（じょや）」と呼ぶのと同じ理由です。

この他にも「梅初月（うめはつづき）」や「春待月（はるまちづき）」といわれ、春への期待が込められた意味でも呼ばれることもあります。

1年の終わりであると共に、新しい一年に思いを馳せる月でもあることが分かりますね。

2023年も残すところあと1ヶ月。今年も大変お世話になり、ありがとうございました。新しい年も皆様が健康で幸せな良き年となりますように。



株式会社リアライズ

塩尻市広丘吉田1150-3

TEL0263-57-1873 / FAX0263-57-1874

